

令和6年 3月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年3月22日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	10名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	9番 高橋久美子
		10番 小池 毅	11番 渡邊 悦子		
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	18名	12番 柏木 武	13番 福田富美男	14番 大島一比古	15番 富田 順子
		17番 神山 守	18番 村上 隆	19番 酒主 学	20番 星野由起夫
		21番 西巻 光次	22番 福田 浩一	24番 吉原 浩之	25番 福田 重勝
		26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾	28番 阿久津文枝	29番 大貫 宣秀
		30番 佐藤 修一	31番 小倉 政一		
欠席推進委員	16番 福田 正明	23番 柴田 洋一			
傍聴人	なし				
事務局	局長 小又一美	係長 吉澤喜代子	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起	
	主査 鯉沼 慶				

- 第1 ー 議事録署名人の指名
- 第2 ー 会期の決定
- 第3 報告第5号 農地法第18条（通知）について
- 第4 推薦第1号 日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について
- 第5 推薦第2号 日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について
- 第6 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第17号 非農地証明願について
- 第9 議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第10 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第12 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 第13 議案第22号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

局 長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。  
 本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。  
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。  
 推進委員の福田正明委員、柴田洋一委員から欠席する旨の届出があり、推進委

員につきましては、20名中18名の出席であります。  
また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田絹江  
議長  
局長

ただ今から、令和6年3月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。  
( 議事日程を朗読 )

議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。10番 小池毅委員、11番 渡邊悦子委員を指名いたします。

議長

日程第2「会期の決定」を行います。  
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。  
( 「異議なし。」との声あり )  
ご異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。  
それでは、議事に入ります。  
なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

議長

日程第3、報告第5号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 永吉副主幹挙手 )

永吉副主幹

はい、永吉副主幹。  
報告第5号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。  
総会資料は、1ページから6ページとなります。  
本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は16件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号2番から10番が市農業公社扱いの利用権の解約、申請番号11番から16番が県農業振興公社扱いの利用権の解約となります。

議長

以上ご報告いたします。  
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 「なし。」との声あり )  
それでは、次に移ります。

議長

日程第4、推薦第1号「日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 係長挙手 )

係長

はい、吉澤係長。  
推薦第1号「日光市人・農地プラン検討会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料7ページをお開きください。  
日光市人・農地プラン検討会は、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めたあり方等を記載した人・農地プランについて検討するため、設置されています。  
今回、日光市農業委員会の委員から日光市人・農地プラン検討会委員1名の推薦を求めるものです。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間  
 です。

以上です。

説明が終わりました。

ここで、皆さまにお諮りいたします。

選任につきましては、いかがいたしましょうか。

（加藤委員挙手）

はい、加藤委員。

引き続き、会長の福田絹江委員を指名いたします。

ただいま、会長を指名するとの声がありました。

それでは、会長を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員であります。

よって、日光市人・農地プラン検討会委員の推薦については、会長の4番 福  
 田絹江委員を推薦することに決しました。

それでは、次に移ります。

日程第5、推薦第2号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」を議  
 題とし、事務局の説明を求めます。

（係長挙手）

はい、吉澤係長。

推薦第2号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」ご説明いたし  
 ます。総会資料8ページをお開きください。

日光市野生鳥獣対策協議会は、野生鳥獣による生活環境及び 農林水産物への  
 被害並びに自然生態系への影響について、適正な野生鳥獣の被害対策等を調査、  
 検討し、その推進にあたるため設置されています。

今回、日光市農業委員会の委員から日光市野生鳥獣対策協議会委員1名の推薦  
 を求めるものです。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間  
 です。

以上です。

説明が終わりました。

ここで、皆さまにお諮りいたします。

選任につきましては、いかがいたしましょうか。

（加藤委員挙手）

はい、加藤委員。

鳥獣害対策部会 副部会長の神山隆治委員を指名いたします。

ただいま、神山隆治委員を指名するとの声がありました。

それでは、神山隆治委員を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員であります。

よって、日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦については、7番 神山隆治委  
 員を推薦することに決しました。

それでは、次に移ります。

日程第6、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議  
 題といたします。

今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。はじめに川村部会

長から全体説明をお願いします。

( 川村委員挙手 )

はい、川村部会長。

川村委員

意見要請部会が19日、2班体制で現地調査を行いました。1班は高橋副部会長、福田正委員、吉原委員、福田会長です。2班は川村、酒主委員、福田浩委員です。案件は3条が2件、5条が2件、非農地が2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が1件です。発表者は9ページ3条の1番は福田浩委員、2番は吉原委員、10ページ5条の1番は事務局から説明があります。10ページ5条の2番と11ページ5条3番は酒主委員、12ページ非農地は1番、2番は吉原委員、13ページの相続税の納税猶予に関する適格者証明願は福田浩委員が発表します。

以上です。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

( 福田浩委員挙手 )

福田浩委員

はい、福田委員。

私は、総会資料9ページ、議案第15号の1番を担当しました。

本申請は、日光市大室地内において 売買を目的とした3条申請です。

申請人、申請地等については資料のとおりです。

申請地は大室地内。大室交差点から550メートル進み、右折して160メートルのところの1筆、さらに70メートルのところの4筆に位置しています。

公図による説明。登記簿地目は田、現況も田となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻・ナス・キュウリを作付けしています。申請地は耕作地の近くであり、交換後は水稻の作付を予定しております。

1筆の方は登記簿地目が田、現況は田です。4筆の方は登記簿地目が田と畑、現況は田となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族1人で、水稻を作付けしております。譲受人は自宅が耕作地より1.5キロにあり、農地取得後も水稻の作付を行う計画です。

利用権はありません。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

( 川村委員挙手 )

はい、川村部会長。

川村委員

こちらはきちんと耕作がされており、何ら問題ないと思われます。ご審議お願いいいたします。

議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長 ( 全員挙手 )  
 挙手全員であります。  
 よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議長 続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 吉原委員挙手 )  
 はい、吉原委員。  
 吉原委員 私は、総会資料9ページ、議案第15号の2番を担当しました。  
 本申請は、日光市長畑地内において 売買を目的とした3条申請です。  
 申請人、申請地等については資料のとおりです。  
 申請地は、長畑地内、長畑交差点から北西へ800メートルに位置しています。  
 登記簿地目は畑と雑種地、現況は田と畑となっております。  
 登記簿では細かく分かれています、圃場としては全体で4枚の圃場になって  
 います。  
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、夫婦2人で、水稻及びソバを作付け  
 しております。今回の申請地は譲受人の自宅の近くであり、農地取得後も水稻及  
 びソバの作付を行う計画です。  
 議長 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし  
 ていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。  
 ありがとうございます。  
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 高橋和委員挙手 )  
 はい、高橋副部長。  
 高橋和委員 受人は申請地を以前から利用権設定の上で適切に管理しています。許可するこ  
 とに何ら問題はないと思われしますので、ご審議お願いいたします。  
 議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 す。  
 ( 小池委員挙手 )  
 はい、小池委員。  
 小池委員 1枚の田の中に他の筆がありますが、どういう状況で所有者は誰なのでしょう  
 か。  
 議長 事務局お願いします。  
 ( 佐藤副主幹挙手 )  
 はい、佐藤副主幹。  
 佐藤副主幹 ご質問の筆につきましては、所有者は別の方が所有しているものですが、現在  
 も譲受人が耕作を行っている状況です。今回、譲渡人が今後耕作を行う見込みが  
 ないため売買となりましたが、別の方の土地についての申請はない状況です。ま  
 た一部は青地です。  
 小池委員 わかりました。  
 議長 他にありましたら、お受けします。  
 ( 「なし」の声あり )  
 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求  
 めます。  
 ( 全員挙手 )  
 議長 挙手全員であります。  
 よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 日程第7、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 ( 鯉沼主査挙手 )  
 はい、鯉沼主査。

鯉沼主査 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。総会資料は10ページの1番です。  
 この案件は、令和5年8月に農用区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用区域の除外が済みましたので、5条申請がありました。  
 なお、事務局で3月15日に現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。  
 申請人及び申請地等は資料のとおりです。  
 轟小学校から南へ400メートルほどのところに申請地があります。  
 登記簿地目は原野、現況は田です。周囲の状況は東側が道路、西側が田、南側が宅地、北側が水路です。  
 申請人は現在、隣接地の居宅に妻及び義母、妻の弟と同居しています。今後、義母と義祖父母の面倒を見、農業の手助けもしたいことから、申請地に自己所有の居宅を建築したく申請するものです。  
 土地利用計画は、申出地に建築面積40.57平方メートルの木造・平家建住宅と車両駐車スペースを設け、一般住宅敷地として利用する計画です。給水は上町谷地区水道組合の水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理します。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理とします。  
 総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の融資見込証明が添付されております。  
 令和5年8月17日の現地調査の際の写真です。令和6年3月15日に事務局で撮影した写真になります。現地は特に変化がなかったことをご報告いたします。  
 以上です。

議 長 説明が終わりました。  
 ご質問等ございましたらお受けいたします。  
 ( 「なし」の声あり )

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 ( 全員挙手 )

議 長 挙手全員であります。  
 よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 酒主委員挙手 )  
 はい、酒主委員。

酒主委員 私は、総会資料10ページ、議案第77号の2番を担当しました。  
 本申請は、日光市川室地内において、売買により太陽光発電設備を目的として転用する5条申請です。  
 申請人及び申請地等は資料のとおりです。  
 申請地は、東武鬼怒川線大桑駅から南東へ450メートル、北東へ400メートルに位置します。  
 登記簿地目は田、現況は田です。

周囲の状況は東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は雑種地です。  
現地には譲受人の設置業者1名が立ち会いました。申請地を太陽光発電設備に利用する計画で杭打ちがしてありました。太陽光パネル200枚設置、最大出力49.5キロワットです。架台はアルミ製で杭打ち込み式、周囲はネットフェンスを設置します。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理します。

以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告願ひます。

( 川村委員挙手 )

川 村 委 員

はい、川村部会長。

譲受人の設置業者は設置後も管理するということです。

計画図の中でパネルを設置しない部分は、土手にあたる部分ですがそこも草刈り等の管理をするということでした。

何ら問題はないと思われますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 加藤委員挙手 )

加 藤 委 員

はい、加藤委員。

酒 主 委 員

手前にある山になっている部分は何でしょうか。

加 藤 委 員

草が生えています。

議 長

わかりました。

他にありましたら、お受けします。

( 「なし」の声あり )

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議 長

挙手全員であります。

よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長

続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

酒 主 委 員

続きまして、総会資料11ページです。私は、議案第77号の3番を担当しました。

本申請は、日光市川室地内において、売買により太陽光発電設備を目的として転用する5条申請です。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

申請地は、轟工業団地から南西へ300メートルに位置します。

登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は東側は畑、西側は畑、南側は宅地と道路、北側は道路です。

現地には譲受人の設置業者1名が立ち会いました。5条の2番と同じ業者です。申請地を太陽光発電設備に利用する計画で杭打ちがしてありました。太陽光パネル180枚設置、最大出力49.5キロワットです。架台はアルミ製で杭打ち込み式、周囲はネットフェンスを設置します。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理します。

旗竿の竿になっている部分が進入路です。現況の地盤は周りの敷地よりも低くなっているため、雨水等の流出はされなないと思われます。

以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われます。ご審議の程よろしく  
 お願いします。

議長 ありがとうございます。  
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告願います。  
 ( 川村委員挙手 )

川村委員 はい、川村部会長。  
 5条の2番と同様に譲受人が適切に管理するということです。  
 許可することに何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどお願いしま  
 す。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 す。

議長 ( 「なし」の声あり )  
 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求  
 めます。

議長 ( 全員挙手 )  
 挙手全員であります。  
 よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。  
 それでは、次に移ります。

議長 日程第8、議案第17号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番につ  
 いて、担当委員の報告を求めます。  
 ( 吉原委員挙手 )

吉原委員 はい、吉原委員。  
 私は、総会資料12ページ、議案第17号の1番を担当しました。  
 本申請は、日光市大室地内において、山林として利用しています。  
 願出人、願出地は資料のとおりです。  
 願出地は、大室小学校から北へ90メートルに位置しています。  
 登記簿地目は畑、現況は山林です。  
 周囲の状況は、東側は道路、西側は畑、南側田・畑、北側は道路です。  
 現地には願出人本人が立ち会い、杭打ちがしてありました。  
 願出地は40年程前から雑木が生えて山林として利用され、40年が経過して  
 います。  
 空中写真が添付されていて、平成12年には山林であったことが確認できま  
 す。  
 現地は雑木林になっています。  
 以上のことから、証明することに問題がないと思われます。ご審議の程よろし  
 くお願いします。

議長 ありがとうございます。  
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 高橋和委員挙手 )

高橋和委員 はい、高橋副部会長。  
 願出地は40年以上の雑木林で、証明妥当との部会での見解です。審議お願い  
 します。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 す。



議 長 ( 「なし」の声あり )  
それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
挙手全員であります。  
よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。  
それでは、次に移ります。

議 長 続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。  
( 吉原委員挙手 )

吉原委員 はい、吉原委員。  
私は、総会資料12ページ、議案第17号の2番を担当しました。  
本申請は、日光市木和田島地内において、宅地として利用しています。  
願出人、願出地は資料のとおりです。  
願出地は、日光消防署大沢分署から南東へ1.3キロメートルに位置していません。  
登記簿地目は畑、現況は宅地です。  
周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側と北側は田です。  
現地には願出人と土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてありました。  
願出地は昭和55年頃から宅地として利用しており、44年が経過しております。建物の登記簿が添付されており、昭和55年新築ということが確認できます。  
以上のことから、証明することに問題がないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
( 高橋和委員挙手 )

高橋和委員 はい、高橋副部会長。  
願出地は宅地として利用されてから44年以上経過しています。部会では証明妥当との見解です。審議お願ひします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 ( 「なし」の声あり )  
それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
挙手全員であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。  
それでは、次に移ります。

議 長 日程第9、議案第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。  
( 福田浩委員挙手 )

福田浩委員 はい、福田浩一委員。  
私は、総会資料13ページ、議案第18号の1番を担当しました。  
本申請は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書証明願に関する案件で

す。  
被相続人、相続人及び納税猶予の特例を受ける農地等はそれぞれ願出のとおりです。

願出地は、豊田地内、日光消防本部から西へ350メートルに位置しています。  
登記簿地目は田、現況は畑です。

この証明は、相続税の納税猶予の特例を受けようとする相続人が、相続の申告期限（亡くなった日の翌日から10か月以内）までに農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うと認められるという証明であります。今回の相続人については、夫から相続した農地について農業経営を開始しており、引き続き適切に耕作していく予定です。

現地は適切に管理されています。

以上のことから、相続人は引き続き農業経営を行う意思があり、適格者であると証明することに問題はないと思われま

議 長

ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告願います。

（川村委員挙手）

はい、川村部会長。

川村委員

農地を適切に管理しており、相続して農業経営をこれからも行っていきたいということで、何ら問題はありませんので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（加藤委員挙手）

はい、加藤委員。

加藤委員

公図は3筆ですが、3筆が1枚になっているのですか。

福田浩委員

そうです。公図では間に通路のようなものが入っていますが、現況ではありません。1枚になっています。

川村委員

水路と道がある形になっていますが、平らに使っている状況です。耕作するには問題ない状況です。

加藤委員

相続はこの形をするのですか。

川村委員

そうです。

加藤委員

わかりました。

議 長

他にありましたら、お受けします。

（「なし」の声あり）

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

それでは、次に移ります。

議 長

日程第10、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（永吉副主幹挙手）

永吉副主幹

はい、永吉副主幹。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は14ページから26ページです。

『利用権設定』は、件数は36件、面積合計は153筆で271,927.84平方メートルとなります。

内訳は、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の新規、申請番号2番から36番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が25件、更新が10件となっております。

「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

はじめに総会資料20ページの19番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、31番小倉政一委員の退席を求めます。

（小倉委員退席 午後3時15分）

議長

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第19号のうち、19番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長

挙手全員であります。

よって、議案第19号のうち、19番については、原案のとおり決定することに決しました。

議長

小倉委員の着席を許可いたします。

（小倉委員着席 午後3時16分）

議長

次に、議案第19号のうち、19番以外の案件について審議いたします。

議長

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（大貫委員挙手）

大貫委員

はい、大貫委員。

16ページの9番について、受人の経営面積が空欄なのですが、新規の方なのでしょうか。

議長

（永吉副主幹挙手）

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

新規の方になります。

大貫委員

わかりました。

議長

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第19号のうち、19番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長

挙手全員であります。

よって、議案第19号のうち、19番以外の案件については、原案のとおり決

議 長 定することに決しました。  
 それでは次に移ります。

議 長 日程第11、議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 （永吉副主幹挙手）  
 はい、永吉副主幹。

永吉副主幹 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。  
 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。  
 総会資料は27ページから29ページになります。  
 件数は4件、面積合計は11筆で29,694平方メートルとなります。  
 「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。  
 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
 ご質問等ございましたらお受けいたします。  
 （「なし」の声あり）

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 （全員挙手）

議 長 挙手全員であります。  
 よって、議案第20号については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 それでは、次に移ります。

議 長 日程第12、議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 （永吉副主幹挙手）  
 はい、永吉副主幹。

永吉副主幹 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、ご説明いたします。  
 総会資料は、30ページから32ページになります。  
 本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により日光市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求められています。  
 件数は5件で、面積は11筆で18,478.00平方メートル、受け人の対象者数は3名です。  
 権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
 ご質問等ございましたらお受けいたします。

議	長	<p>( 「なし」の声あり )</p> <p>質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議	長	<p>( 全員挙手 )</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第21号については、原案のとおり決定することに決しました。</p>
議	長	<p>日程第13、議案第22号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
佐藤副主幹		<p>( 佐藤副主幹 )</p> <p>はい、佐藤副主幹。</p> <p>本日お配りしました議案第22号の資料をご覧ください</p> <p>議案第22号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会では毎年、最適化活動の目標を定めてその実施状況について評価を行い公表することとされています。こちらにつきましては、令和6年度の目標の設定となっています。</p> <p>I 農業委員会の状況、令和6年4月1日現在の体制についてですが、昨年度の違いとしては農業委員の実数が1名減となり10名となっています。</p> <p>2 農家・農地等の概要につきましては、最新の情報に書き換えをしています。</p> <p>資料34ページ、II最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題は農政課から提供を受けた最新のデータが入っています。</p> <p>②目標といたしまして、今年度の新規集積面積につきましては令和5年度の実績が48ヘクタールございましたので、同等の数値といたしまして50ヘクタールと設定しております。その結果、令和6年度末の集積面積としては表のとおりとなります。</p> <p>続きまして、(2)遊休農地の解消、①現状及び課題につきましては令和5年度の実績数となります。②目標につきましては、現時点では令和3年度の値が基準となります。そのため、アのa、bは昨年度と同じ数値です。イにつきましては5年度の実績となっております。</p> <p>続きまして、35ページの(3)新規参入の促進、①現状及び課題は令和4年度までの新規参入者の実績が記載されています。②目標は過去3年間の権利移動面積実績の平均の1割以上ということで22ヘクタールを新規参入者への貸し付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積としています。</p> <p>2最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきまして、令和6年度につきましても令和5年度と同じ月6日間を設定させていただきたいと思っております。より多くの日数の活動していただければと思っております。</p> <p>(2)活動強化月間の設定目標につきましては、3回としまして、取組項目としましては、6月に農地の集積として集積担い手会議、こちらは田川流域の方で令和6年度に予定されております。その他にも随時開催されることがあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。10月は令和6年度は新たに設定させていただきただければと思うところですが、遊休農地の解消として各地域で遊休農地の解消に向けた状況の確認や意向の把握を進めていただければと思っております。11月新規参入の促進は令和5年度と同様です。新規就農希望者からの相談対応として進めていただければと思っております。</p> <p>(3)新規参入相談会への参加目標といたしましては1回で、令和5年度と同</p>

様です。令和5年度といたしましては、11月と1月の2回にご参加いただきましたが、令和6年度につきましては1月の開催が未定で、その理由が年度の後半になると各市町の研修も打ち切れ、また参入希望者もだいぶ減ってきてしまうということです。日程の変更がありえるということで、それにより11月のみを記載させていただきました。状況によりましてはその前の時期に開催される相談会にご協力いただければと思います。

以上となります。

議長

説明が終わりました。

活動日数の記載もありますので、皆さんご理解いただいて活動をお願いします。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり決定することに決しました。

議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和6年3月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時33分